

い、B および X を誤信させて、融資及び保険契約をさせたのであるから、不法行為責任を免れず、本件債権が回収不能になることを Y₂ は予測し得たところであり、X は B に対し保険金の支払いを免れるものではないから、相当因果関係があり、また、過失相殺されるべき事情はないとして、Y₂ に対し、X に一、〇 四一万円の支払いを命ぜる判決を下した。Y₂ は、Y₂ の行為と X の損害発生との間に相当因果関係はなく、また、X には調査を怠つた過失があるとして控訴した。

二 判決の要旨

控訴審は、次のような判断を下した。

- (1) B 及び X が本件融資及び本件保険契約締結に応じたのは、A 及びこれに積極的に加担した Y₂ 従業員の違法な欺罔行為により、A が年金融資を受ける必要があり、かつ、本件不動産には担保価値が存すると誤信した結果であり、A 及び Y₂ 従業員の不法行為と X が被った損害との間には相当因果関係がある。
- (2) 迅速に実行されるべき年金融資制度の趣旨、目的等にかんがみれば、B 及び X は A による誠実な申告を信頼して事務処理を行えば足り、特別事情のない限り同信頼を奇

貨とする違法な欺罔行為がなされることまでも予見して、調査・評価を行うべき義務はない。

- (3) そもそも A の違法な欺罔行為に積極的に加担した Y₂ が過失相殺を主張すること自体、信義則上許容し得ない。
- (4) 従つて、本件控訴は理由がないので、棄却する。

本件判決は、違法な欺罔行為に積極的に加担した者は、信義則上、過失相殺を主張することができない判示した。類似の案件に与える影響は大きいであろう。

三 まとめ

平成五年から六年にかけて、関西地方を中心に類似の案件が多数発生し、問題となつたところである。

最近の判例から (11)

住宅建築業者の倒産とつなぎ融資

(岡山地判 平一一・七・二九 判例集未登載) 竹内 俊彦

土地購入資金及び建物請負代金のつなぎ融資をローン会社から借り入れた場合において、建築業者が破産し、借主が期限の利益を限した事例 (岡山地裁平成二一年七月二九日 判決 控訴 判例集未登載)。

一 事案の概要

買主 Y は、平成八年七月一日、業者 A から岡山市内の土地 (一七〇・三四^坪) を一、四八七万円で買い受けるとともに、建築業者 B

に輸入住宅の建築請負契約を一、七三〇万円で発注し、Bの斡旋で、同年八月二七日、Xローン会社からつなぎ融資一、六九〇万円（土地一、〇五〇万円、建物六四〇万円）を借り入れた。

本件つなぎ融資契約には、「Bが破産の申立て等により建物建築工事が中止したときは、当然に期限の利益を喪失し、Yは、本契約に基づく一切の債務を即時弁済する」との特約があつた。

融資を受けたYは、Bの求めに応じて建物代金の七割相当額を支払つた。

しかし、Bは、工事に着手しないまま同年九月二六日自己破産の申し立てをし、同月三〇日破産宣告を受けた。

Xは、Yに対し、Bの破産により、期限の利益を喪失したとして、一、六九〇万円の返済を求めた。

Yは、Xの請求は信義則に反すると主張した。

二 判決の要旨

これに対して、裁判所は、次のような判断を下した。

(1) XとBは長期にわたりつなぎ融資を通じて経済的に強固かつ密接な共同関係を構築

していたから、XがBのYにもたらす損失の反面において利益を得ることは信義則上許されず、とりわけ、XY間の金銭消費貸借契約は、公庫融資が実行されるまでの間の請負代金の融資を目的として締結されるものであるから、Xは、Yに対し、つなぎ融資の目的に反する事態の招来を回避すべき義務を負担している。

(2) 従つて、Xは、Yとの間に特に合意がなくとも、Yが公庫融資を確實に受け取ることができるよう、Bが建築工事に着手せず、又は工事を中止するおそれがあるときは、Bに対する融資金の交付を取りやめる等の措置を講じることが要求されており、Xがこれを怠つたときは、XのYに対する貸金請求権の行使は制約を受けることを免れない。

(3) Xは、相当の注意をもつてすれば、Bの経営状態が著しく悪化しており、早晚倒産に至るかもしれないことを予見できたにもかかわらず、漫然つなぎ融資を実行して、回避義務を怠つた。

本件は、融資契約の期限の利益喪失条項に建築業者の破産が入れられ、しかも契約後一ヶ月後にその業者が自己破産の申立てをしたという、非常に特殊な事例である。一般的に、

ローン会社は、融資の目的に反する事態の招来を回避すべき義務があり、建築業者の財務内容を調査しなければならないとはいえないかも知れないが、本件の建築業者とローン会社は長期的かつ緊密な連携関係があつたため、右回避義務があると認定したものである。

なお、本件は原告の側が控訴しており、上級審の判断が待たれるところである。

請求権の行使の制限は建築工事請負代金分の四割とするのが相当である。

(5) よって、Yは、Xに対し、一、四〇四万円を支払え。

三 まとめ

(4) しかし、本件つなぎ融資は建築工事請負代金分だけではなく土地購入資金分もあり、また、YにはBが求める融資金の直接交付を承諾した過失があるから、Xの貸金